

令和7年12月1日

被保険者各位

日本製紙健康保険組合

健康保険証の廃止に伴う取り扱いについて

平素は当健康保険組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年12月2日以降、現在お持ちの健康保険証は使用できない為、マイナンバーカードに健康保険証を利用登録したマイナ保険証または資格確認書を提示して医療機関をご受診ください。

1. 健康保険証はご自身で廃棄願います

従来の保険証については、下記の2.を除き健保へ返納いただく必要はありません。
令和7年12月2日以降、今お持ちの健康保険証はご自身で廃棄をお願いします。
※廃棄処分される際には、健康保険証にハサミを入れる等ご留意下さい。

2. 資格喪失・扶養変更がある場合は健康保険証を返却願います

令和7年12月1日までの間に、資格を喪失または扶養の削除となった場合には健保へご返却いただきますよう、お願いします。

(令和7年12月2日以降は、返却の必要はありません。)

なお、健保から送付されている資格確認書は、引き続きご使用いただけます。

3. マイナ保険証に切り替えた後の「資格確認書」は返却願います

マイナ保険証を登録し、不要になった「資格確認書」は健保に返却願います。

証の種類	利用の可否		証の処分方法ほか
	～R7.12.1	R7.12.2～	
従来の健康保険証	○	×	・ R7.12.1 以前喪失者は当健保に返却 ・ R7.12.2 時点当健保在籍者は各自廃棄
資格確認書	○	○	・ 当健保の資格を喪失した時は返却 ・ マイナ保険証の登録をした時は返却
マイナ保険証	○	○	

以上